

栃木県農業大賞審査委員会設置要領

1 目的

この要領は、栃木県農業大賞表彰事業に応募のあった活動を表彰するにあたり、厳正かつ公平な審査を実施するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その運営に関して必要な事項を定める。

2 構成

- (1) 委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員若干名をもって組織する。
- (2) 委員会は、別表に掲げる者をもって構成し、学識経験者を除く審査委員は開催委員会委員長が任命する。
- (3) 審査委員（学識経験者）は、開催委員会委員長が選任し、委嘱する。
- (4) 委員長及び副委員長は、審査委員の互選により選出する。
- (5) 委員長は、会務を総括する。
- (6) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- (7) 審査委員の任期は、任命または委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

3 委員会の業務

- (1) 委員会は、栃木県農業大賞審査要領に基づき審査を行う。
- (2) 委員長は、審査終了後、審査結果を開催委員会へ報告する。

4 運営

委員会は、開催委員会委員長が招集する。

5 審議の非公開

- (1) 委員会は非公開とする。
- (2) 委員長及び委員は、委員会で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

6 事務局

委員会の庶務を処理するため、栃木県農政部経営技術課内に事務局を置く。

7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元(2019)年7月11日から適用する。

(別表)

栃木県農業大賞審査委員会

所 属・職 名
学識経験者（農業経営に高い見識がある者）
学識経験者（農村振興に高い見識がある者）
栃木県農業協同組合中央会農業対策部長
下野新聞社販売事業局教育文化事業部長
栃木県農政部農政課農政戦略推進室長
栃木県農政部農村振興課課長補佐（総括）
栃木県農政部生産振興課課長補佐（総括）
栃木県農政部畜産振興課課長補佐（総括）
栃木県農政部経営技術課技術指導班長
栃木県農政部経営技術課主幹（担い手育成担当GL）